

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市施行土地区画整理事業土地区画整理審議会運営基準第9条及び第10条の規定に基づき、土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(非公開とする会議)

第2条 個人に関する事項で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、会議を公開することで個人の権利利益を害するおそれのあるもの。

2 法人等に関する事項であって、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるもの。

3 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの。

4 その他、会長が特に認めたもの。

(審議会の傍聴)

第3条 傍聴を希望するものは、会議の当日、所定の場所で傍聴人名簿に所要事項を記入し、傍聴券（第1号様式（様式略））の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付手続きは、会議開始の30分前より行う。

3 傍聴券の交付については、先着順とする。

(傍聴人の定数)

第4条 傍聴人の定数は、会長が決定する。

(傍聴券の返還)

第5条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席)

第6条 傍聴席は、会長が指定する。

(傍聴席に入ることのできない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器の類を携帯している者
- (3) 貼り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (4) はちまき、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- (5) 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし、事前に会長の許可を受けた者を除く。
- (6) 酒気を帯びている者
- (7) その他審議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は傍聴席にあるときは静粛を旨として次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、会長はこれを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 非公開とされた議題の開始にあたっては、会長は傍聴人を退場させるものとする。

(会議資料の配布)

第10条 会長が必要と認めたときは、傍聴人に会議の参考となる資料を配布することができる。ただし、資料が大部となるもの多額の費用を要するものにあつては配布に替えて傍聴人の供覧に供するものとする。

2 配布された資料は、傍聴人が退場する際、返還するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年8月21日から施行する。